

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う
行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正について

平成 26 年 5 月 29 日
公文書管理課

- 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行により、幹部職員人事の一元的管理等に関する事務を担う内閣人事局が設置されることに伴い、新たな法令類型として「内閣官房令」が新設されることを踏まえ、所要の改正を行う。

<内容>

- ・法令類型として「内閣官房令」を別表に追加する等の形式的改正を行う。

<手続>

- ・5月29日の公文書管理委員会に報告後、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（5月30日）と同日の施行を予定。

(注)

内閣人事局の設置及び当該「ガイドライン」の改正を踏まえ、内閣官房及び総務省の文書管理規則についても所要の改正を行う。